

委員の改選について

文化が活きる京都の推進に関する条例(抜粋)

(文化が活きる京都推進審議会)

第6条 第4条第3項の規定による知事の諮問のほか、文化が活きる京都の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、文化が活きる京都推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、文化が活きる京都の推進に関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。